

## 米国企業に対する IFRS 適用のロードマップ案を米国証券取引委員会 (SEC) が公表

### I. 米国企業による IFRS 財務報告へのロードマップ案

- 一定の上場企業 (約 110 社) は 2009 年 12 月 15 日以降終了する会計年度から国際財務報告基準 (IFRS) の適用を認める。
- 2014 年以降、時価総額に応じて段階的に IFRS 適用を強制する。
- その前提として、SEC は、2011 年に公益及び投資家保護の観点から IFRS 適用に当たってのマイルストーン (目標) が達成されたか否かを評価する。

#### 1. 米国企業による IFRS の利用に繋がる達成すべきマイルストーン

- 会計基準の改善  
2008 年 9 月に国際会計基準審議会 (IASB) と米国財務会計基準審議会 (FASB) が公表した MoU (覚書) に基づく会計基準の改善とその進捗状況の検討。2011 年の時点で、IFRS が高品質で十分に包括的であることを検討する。
- 国際会計基準委員会財団 (IASCF) のガバナンス、説明責任及び資金調達  
証券規制当局等から構成されるモニタリング・グループの設置による IASCF のガバナンス体制と説明責任の強化、及び IASB が基準設定における独立性を保持するために必要な安定的な資金調達メカニズムの確立
- IFRS による報告に対する双方向データ (XBRL) の利用能力の改善  
IASCF による IFRS タクソノミーの開発の進捗状況の検討
- 教育及び研修  
大学教育や統一 CPA 試験における IFRS の普及、財務諸表作成者、利用者、監査人、規制当局者に対する研修の必要性
- 米国投資家に対し比較可能性を改善する場合において IFRS の早期適用を限定的に認めること  
下記 II. を参照
- SEC による規則作成の時期  
マイルストーンの達成状況等の検討後、SEC は 2011 年に IFRS を強制適用とするかどうかの決定を行う。
- IFRS 強制適用の実施  
大規模早期提出企業 - 2014 年 12 月 15 日以降終了する会計年度から  
早期提出企業 - 2015 年 12 月 15 日以降終了する会計年度から  
その他の企業 - 2016 年 12 月 15 日以降終了する会計年度から

#### 2. その他の検討分野

- 財務情報の役割  
金融機関等の規制当局、税法（LIFOの適用問題）、借入契約における財務制限条項等、準拠すべき会計基準が変わることによって波及的な影響を受ける事項の検討
- 会計システム、内部統制システム及び手続
- 監査
- IFRS 及び IASB の基準設定プロセスの検討  
ルールベースの US GAAP から原則ベースの IFRS への変更がもたらす影響、及び IASB がグローバルな基準設定主体者であることから、現状の FASB との関係に比べ、米国との関連性や影響が減じる可能性、審議プロセスが長くなる可能性、国ごとに異なる IFRS が生まれる可能性等の問題

## II. 米国投資家に対し比較可能性を改善する場合において IFRS の早期適用を限定的に認容 SEC の見込みでは、少なくとも 34 業種、110 社が早期適用の要件に合致する。

1. 早期適用の要件
  - その属する産業において、時価総額で世界の上位 20 位までの企業であること。
  - その産業の上位 20 位の企業において、IFRS が最も利用されていること。
2. IFRS の利用に関する SEC スタッフの同意（No objection）を得る。
3. 経過措置  
最初に IFRS 財務諸表を提出する場合（選択適用）には、年次報告書から開始しなければならない。また、最初の Form 10-K で IFRS への変更に関する決定について、一定の情報を開示しなければならない。
4. US GAAP による情報に対する 2 つの代替案
  - 提案 A - IFRS 第 1 号に基づく US GAAP から IFRS への調整を開示
  - 提案 B - US GAAP から IFRS への未監査の調整表を財務諸表上で継続的に開示

官報掲載後 90 日間コメントを募集

以 上